

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 8 月 15 日

月 曜 日

第 4093 号

目 次

| | |
|---------------|---|
| 告 示 | |
| ○保安林の指定予定 | 1 |
| 公 告 | |
| ○採石業務管理者試験の実施 | 4 |

告 示

富山県告示第369号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

平成28年 8 月 15 日

富山県知事 石 井 隆 一

第 1

1 保安林予定森林の所在場所

富山県富山市才覚地字水上割44、51から53まで、55、字東野割461から467まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

第2

1 保安林予定森林の所在場所

富山県富山市山田中瀬字林尾14の1、17の1、17の2、18、22、23、24の1、24の2、25、大清水字大谷割120（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第370号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年8月15日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県黒部市宇奈月町音澤字峯畑1311の1・1319・1320の1・1341（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、下新川郡朝日町蛭谷字大谷平1の3、南保字屋敷34、35、境字堂平1、字后山107の2、168から172まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県農林水産部森林政策課並びに黒部市役所及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第371号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

平成28年 8 月 15 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県南砺市杉尾字北ノ平2の2・字八ヶ谷2の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字南原平35、38、字南原 228、大島字中尾6、9、10、字東山117、下梨字上開地486、487の1、488の1、1042の1、1044、1048、小来栖字田ノ口843、847、848の1、848の3、字上村口854の1、855、利賀村坂上字石橋16、17、利賀村水無字水無山6の1・6の3（以上2筆について次の図に示

す部分に限る。)、利賀村百瀬川字東山148の1から148の3まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

採石業務管理者試験の実施

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定により採石業務管理者試験を次のとおり実施するので、採石法施行規則(昭和26年通商産業省令第6号)第8条の7の規定により公告する。

平成28年8月15日

富山県知事 石 井 隆 一

1 試験の日時及び場所

(1) 日時 平成28年10月14日(金) 午前10時から正午まで

(2) 場所 富山市新総曲輪4番18号 富山県民会館 302号室

2 受験手続

受験願書を平成28年8月29日(月)から平成28年9月9日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)に富山市新総曲輪1番7号富山県商工労働部立地通商課(富山県庁南別館3階)に提出すること。

なお、郵送による申込みは、平成28年9月9日（金）までの消印のあるものに限る。

また、持参する場合の受付時間は、上記の期間中午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 その他

詳細については、富山県商工労働部立地通商課（電話076-444-3244）に問い合わせること。
